

改 正 案

目次

第一章 学校教育施設（第一条・第二条）

第二章 病院及び診療所（第三条・第四条）

附則

（削る）

時刻区分	単位時間	頻度 (発生回数)	強度 (デシベル)
八時から 十八時まで	当該区分を 十等分した 一時間	単位時間内に 三回以上	七十以上
十八時から 二十三日時まで	当該区分を 五等分した 一時間	単位時間内に 二回以上	七十以上

（音響の強度及び頻度）

第三条 施行令第六条に規定する病院及び診療所についての音響の強度及び頻度の限度は、次の表のとおりとする。

現 行

目次

第一章 学校教育施設（第一条―第三条）

第二章 病院及び診療所（第四条―第六条）

附則

（騒音防止対策工事）

時刻区分	単位時間	頻度 (発生回数)	強度 (デシベル)
八時から 十八時まで	当該区分を 十等分した 一時間	単位時間内に 三回以上	七十以上
十八時から 二十三日時まで	当該区分を 五等分した 一時間	単位時間内に 二回以上	七十以上

（音響の強度及び頻度）

第四条 施行令第六条に規定する病院及び診療所についての音響の強度及び頻度の限度は、次の表のとおりとする。

第三条 特別損失補償算定基準（昭和三十七年十二月二十三日付総理府甲第三百九十三号別紙。以下「算定基準」という。）第四に規定する被害軽減措置としての学校教育施設の騒音防止対策工事の工事種別は、別表第一のとおりとし、その標準仕方は、防衛施設庁施設部長が別に定める。

二十時から 八時まで	当該区分の 全時間	単位時間に 四回以上	八十以上
---------------	--------------	---------------	------

(適用基準)

第四条 前条の表は、時刻区分のいずれか一の区分において基準に達する単位時間の一週間の合計が、当該区分の一週間における全時間に対し、次の各号に定める率に達する場合であつて、その状態が通常継続していると認められるときのみ適用する。

- 一 八時から十八時まで 三十パーセント以上
- 二 十八時から二十三時まで 三十パーセント以上
- 三 二十三時から八時まで 百パーセント

(削る)

(削る)

二十時から 八時まで	当該区分の 全時間	単位時間に 四回以上	八十以上
---------------	--------------	---------------	------

(適用基準)

第五条 前条の表は、時刻区分のいずれか一の区分において基準に達する単位時間の一週間の合計が、当該区分の一週間における全時間に対し、次の各号に定める率に達する場合であつて、その状態が通常継続していると認められるときのみ適用する。

- 一 八時から十八時まで 三十パーセント以上
- 二 十八時から二十三時まで 三十パーセント以上
- 三 二十三時から八時まで 百パーセント

(騒音防止対策工事)

第六条 算定基準第四に規定する被害軽減措置としての病院及び診療所の騒音防止対策工事の工事種別は、別表第二のとおりとし、その標準仕方は、防衛施設庁施設部長が別に定める。

別表第一(第三条関係)

学校教育施設の騒音防止対策工事を実施する場合の音響の強度及び頻度に対する工事種別基準

(削る)

音響の強度 〔デシベル〕	70 以上	80 以上	85 以上	90 以上	95 以上	100 以上
第 4 条に該 当した基準						
8時から18時 又は18時から 23時までの区 分が該当したも の(70 デシベル 以上)	WB RB	WA1 RA1	WA2 RA2	(RA2) RA2	(RA3) RA3	(RA3) RA3
23時から8時 までの区分が該 当したものの(80 デシベル以上)		WB RB	WA1 RA1	WA2 RA2	(RA2) RA2	(RA3) RA3

注：符号は、上段が在来木造、下段が在来鉄筋コンクリート造に対する工

種を示し、その工事内容は、次による。

WB	木造建物 B級防音工事
WA1	木造建物 A1級防音工事
WA2	木造建物 A2級防音工事
RB	鉄筋コンクリート造 B級防音工事
RA1	鉄筋コンクリート造 A1級防音工事
RA2	鉄筋コンクリート造 A2級防音工事
RA3	鉄筋コンクリート造 A3級防音工事
(RA2)	木造建物鉄骨造改築 A2級防音工事
(RA3)	木造建物鉄筋コンクリート造改築 A3級防音工事

病院及び診療所の騒音防止対策工事を実施する場合の音響の強度及び頻度に対する工事種別基準

別表第二(第六条関係)

音響の強度 〔デシベル〕	70 以上	80 以上	85 以上	90 以上	95 以上	100 以上
第 1 条に該 当した基準						
一時間の作業時 間に 10 回以上 のもの(70 デシ ベル以上)	WB RB	WA1 RA1	WA2 RA2	M又は WAA RA2	M又は (RA3) RA3	M又は (RA3) RA3
一時間の作業時 間に 10 回以上 のもの(80 デシ ベル以上)		WB RB	WA1 RA1	WA2 RA2	M又は WAA RA2	M又は (RA3) RA3
一日の作業時間 について該当し たもの(90 デシ ベル以上)				WA1 RA1	WA2 RA2	M又は WAA RA2

注：符号は、上段が在来木造、下段が在来鉄筋コンクリート造に対する工

種を示し、その工事内容は、次による。

WB	木造建物 B級防音工事
WA1	木造建物 A1級防音工事
WA2	木造建物 A2級防音工事
WAA	木造建物増築 A1級防音工事
M	木造建物移転 A1級防音工事
RB	鉄筋コンクリート造 B級防音工事
RA1	鉄筋コンクリート造 A1級防音工事
RA2	鉄筋コンクリート造 A2級防音工事
RA3	鉄筋コンクリート造 A3級防音工事
(RA3)	木造建物鉄筋コンクリート造改築 A3級防音工事

改 正 案

現 行

（勤務を要しない日）

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する省令（昭和三十三年総理府令第三十六号）第一条第二号に規定する防衛大臣が定める日は、日曜日及び同条第一号に規定する日以外の日で、当該勤務場所において通常勤務を要しないものとされる日とする。

（勤務を要しない日）

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する省令（昭和三十三年総理府令第三十六号）第一条第二号に規定する防衛施設庁長官が定める日は、日曜日及び同条第一号に規定する日以外の日で、当該勤務場所において通常勤務を要しないものとされる日とする。

（別記）様式（第2条関係）

特別給付金支給申請書

労働者氏名				
勤務場所				
職 種				
本 籍 地				
現 住 所				
採用年月日		年 月 日		
切 替 年月日	離職年月日	※第 号	年 月 日	離 職 理 由
	再雇用年月日	※第 号	年 月 日	
	離職年月日	※第 号	年 月 日	
	再雇用年月日	※第 号	年 月 日	
最終離職年月日又は 死亡年月日及び理由		年 月 日		
勤 続 年 数				
申 請 金 額		¥		
送 金 先				
上記のとおり特別給付金の支給を申請する。 平成 年 月 日 防衛大臣 殿 申請人 住所 氏名 印				

注：1 切替年月日欄は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）第15条第3項に該当する再雇用の場合のみを記入すること。
2 ※印欄は、申請書を受理した地方防衛局長又は地方防衛事務所長（以下「地方防衛局長等」という。）が記入し、申請者は、記入しないこと。
3 この申請書は、最終離職又は死亡の時に勤務していた事業所の所在地を管轄する地方防衛局長等に提出すること。
4 隔地送金希望者は、送金先欄に最寄銀行（日本銀行本店、支店、代理店又は取扱店）又は郵便局名を記入すること。
5 用紙寸法は、日本工業規格A列4とすること。

（別記）様式（第2条関係）

特別給付金支給申請書

労働者氏名				
勤務場所				
職 種				
本 籍 地				
現 住 所				
採用年月日		年 月 日		
切 替 年月日	離職年月日	※第 号	年 月 日	離 職 理 由
	再雇用年月日	※第 号	年 月 日	
	離職年月日	※第 号	年 月 日	
	再雇用年月日	※第 号	年 月 日	
最終離職年月日又は 死亡年月日及び理由		年 月 日		
勤 続 年 数				
申 請 金 額		¥		
送 金 先				
上記のとおり特別給付金の支給を申請する。 平成 年 月 日 防衛施設庁長官 殿 申請人 住所 氏名 印				

注：1 切替年月日欄は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）第15条第3項に該当する再雇用の場合のみを記入すること。
2 ※印欄は、申請書を受理した防衛施設局長又は防衛施設事務所長（以下「防衛施設局長等」という。）が記入し、申請者は、記入しないこと。
3 この申請書は、最終離職又は死亡の時に勤務していた事業所の所在地を管轄する防衛施設局長等に提出すること。
4 隔地送金希望者は、送金先欄に最寄銀行（日本銀行本店、支店、代理店又は取扱店）又は郵便局名を記入すること。
5 用紙寸法は、日本工業規格A列4とすること。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十五条第四号の防衛施設庁長官が定める防衛施設は、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関の施設等とする件（昭和五十年三月防衛施設庁告示第二号）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十五条第四号の防衛大臣が定める防衛施設は、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関（自衛隊地方協力本部を除く。）の施設（自衛隊員の居住の用に供される施設を除く。）並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域とする。 昭和五十年三月十日 防衛施設庁長官 久保 卓也	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十五条第四号の防衛施設庁長官が定める防衛施設は、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関（自衛隊地方協力本部を除く。）の施設（自衛隊員の居住の用に供される施設を除く。）並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域とする。 昭和五十年三月十日 防衛施設庁長官 久保 卓也

小松飛行場に係る第一種区域等を指定した件（昭和五十三年十二月防衛施設庁告示第十九号）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち金沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち金沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち金沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち金沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち金沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち金沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十五年九月防衛施設庁告示第十二号） 新旧対照表 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち金沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち金沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十七年六月防衛施設庁告示第十号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち金沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち金沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定する件（昭和五十九年十二月防衛施設庁告示第十八号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ (略) ロ 次に示す区域のうち金沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第一種区域として示す部分 (次に示す区域略) 二 第二種区域 次に示す区域のうち金沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） (次に示す区域略) 三 第三種区域 次に示す区域のうち金沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第三種区域として示す部分 (次に示す区域略) 備考 (略)	一 第一種区域 イ (略) ロ 次に示す区域のうち金沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第一種区域として示す部分 (次に示す区域略) 二 第二種区域 次に示す区域のうち金沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） (次に示す区域略) 三 第三種区域 次に示す区域のうち金沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小松飛行場に係る第三種区域として示す部分 (次に示す区域略) 備考 (略)

岩国飛行場に係る第一種区域等を指定した件（昭和五十三年十二月防衛施設庁告示第二十号）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち岩国防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に岩国飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち岩国防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に岩国飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち岩国防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に岩国飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち岩国防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に岩国飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち岩国防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に岩国飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち岩国防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に岩国飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十五年九月防衛施設庁告示第十五号） 新旧対照表 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち岩国防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に岩国飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち岩国防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に岩国飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十七年六月防衛施設庁告示第十一号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち岩国防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に岩国飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち岩国防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に岩国飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち岩国防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に岩国飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち岩国防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に岩国飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

嘉手納飛行場に係る第一種区域等を指定した件（昭和五十三年十二月防衛施設庁告示第二十一号）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち沖縄防衛局に備え置いて縦覧に供する図面に嘉手納飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち沖縄防衛局に備え置いて縦覧に供する図面に嘉手納飛行場に係る第二種区域として示す部分 （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち沖縄防衛局に備え置いて縦覧に供する図面に嘉手納飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち那覇防衛施設局に備え置いて縦覧に供する図面に嘉手納飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち那覇防衛施設局に備え置いて縦覧に供する図面に嘉手納飛行場に係る第二種区域として示す部分 （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち那覇防衛施設局に備え置いて縦覧に供する図面に嘉手納飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十六年七月防衛施設庁告示第十二号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち<u>沖縄防衛局</u>に備え置いて縦覧に供する図面に嘉手納飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち<u>那覇防衛施設局</u>に備え置いて縦覧に供する図面に嘉手納飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十六年七月防衛施設庁告示第十三号） 新旧対照表 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち<u>沖縄防衛局</u>に備え置いて縦覧に供する図面に普天間飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち<u>那覇防衛施設局</u>に備え置いて縦覧に供する図面に普天間飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定する件（昭和五十八年九月防衛施設庁告示第二十一号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち<u>沖縄防衛局</u>に備え置いて縦覧に供する図面に普天間飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち<u>那覇防衛施設局</u>に備え置いて縦覧に供する図面に普天間飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第四条の規定に基づき、岐阜飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十四年六月
防衛施設庁告示第六号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち<u>東海防衛支局</u>に備え置いて縦覧に供する 図面に岐阜飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考 1（略） 2 <u>東海防衛支局</u>に備え置いて縦覧に供する図面中黄線で囲む 区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則 第四項の規定により第二種区域とみなされている区域のうち 、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（ 昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条の算定方法により 算定した値が九十以上の区域である。	第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち<u>名古屋防衛施設支局</u>に備え置いて縦覧に 供する図面に岐阜飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考 1（略） 2 <u>名古屋防衛施設支局</u>に備え置いて縦覧に供する図面中黄線 で囲む区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法 律附則第四項の規定により第二種区域とみなされている区域 のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行 規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条の算定方法 により算定した値が九十以上の区域である。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十五年九月防衛施設庁告示第十一号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち東海防衛支局に備え置いて縦覧に供する 図面に岐阜飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち名古屋防衛施設支局に備え置いて縦覧に 供する図面に岐阜飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和六十年三月防衛施設庁告示第三号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち東海防衛支局に備え置いて縦覧に供する 図面に岐阜飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち名古屋防衛施設支局に備え置いて縦覧に 供する図面に岐阜飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件（昭和五十四年七月防衛施設庁告示第八号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 二 第二種区域 次を示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。）（次を示す区域略） 三 第三種区域 次を示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第三種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 二 第二種区域 次を示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。）（次を示す区域略） 三 第三種区域 次を示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第三種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に芦屋飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考 1 （略） 2 小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面中黄線で囲む区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされている区域のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条の算定方法により算定した値が九十以上の区域である。	第一種区域 次に示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に芦屋飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考 1 （略） 2 小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面中黄線で囲む区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされている区域のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条の算定方法により算定した値が九十以上の区域である。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十五年十二月防衛施設庁告示第二十五号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十五年十二月防衛施設庁告示第二十六号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に芦屋飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に芦屋飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十八年三月防衛施設庁告示第六号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に芦屋飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に芦屋飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

築城飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件（平成四年十月防衛施設庁告示第九号）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に築城飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき芦屋飛行場に係る第一種区域を指定した件（平成十六年十二月防衛施設庁告示第十三号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち小倉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に芦屋飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち小倉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に芦屋飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第三種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考 1 （略） 2 宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面中黄線で囲む区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされている区域のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条の算定方法により算定した値が九十以上の区域である。	一 第一種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第三種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考 1 （略） 2 宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面中黄線で囲む区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされている区域のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条の算定方法により算定した値が九十以上の区域である。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十六年十月防衛施設庁告示第二十号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に鹿屋飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に鹿屋飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十六年十月防衛施設庁告示第二十四号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十八年三月防衛施設庁告示第三号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に鹿屋飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に鹿屋飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十八年三月防衛施設庁告示第七号） 新旧対照表 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定する件（昭和五十九年十二月防衛施設庁告示第十七号） 新旧対照表 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に鹿屋飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に鹿屋飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

新田原飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件（平成五年七月防衛施設庁告示第十号）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第三種区域として示す部分 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第一種区域として示す部分 分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第三種区域として示す部分 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき新田原飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件（平成十五年八月防衛施設庁告示第九号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第三種区域として示す部分 備考（略）	一 第一種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち宮崎防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に新田原飛行場に係る第三種区域として示す部分 備考（略）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち東北防衛局に備え置いて縦覧に供する 図面に松島飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち東北防衛局に備え置いて縦覧に供する 図面に松島飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち仙台防衛施設局に備え置いて縦覧に供する 図面に松島飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち仙台防衛施設局に備え置いて縦覧に供する 図面に松島飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十五年十二月防衛施設庁告示第二十四号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち東北防衛局に備え置いて縦覧に供する図面に松島飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち仙台防衛施設局に備え置いて縦覧に供する図面に松島飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十八年三月防衛施設庁告示第四号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち東北防衛局に備え置いて縦覧に供する図面に松島飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち仙台防衛施設局に備え置いて縦覧に供する図面に松島飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち東北防衛局に備え置いて縦覧に供する 図面に松島飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち東北防衛局に備え置いて縦覧に供する 図面に松島飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち東北防衛局に備え置いて縦覧に供する 図面に松島飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち仙台防衛施設局に備え置いて縦覧に供する 図面に松島飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち仙台防衛施設局に備え置いて縦覧に供する 図面に松島飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち仙台防衛施設局に備え置いて縦覧に供する 図面に松島飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき松島飛行場に係る第一種区域等の指定の一部の解除を行った件（平成十八年十二月防衛施設庁告示第十二号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第一種区域の指定を解除する区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち<u>東北防衛局</u>に備え置いて縦覧に供する図面に松島飛行場に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分 （次に示す区域略） 二（略） 三（略） 備考（略）	一 第一種区域の指定を解除する区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち<u>仙台防衛施設局</u>に備え置いて縦覧に供する図面に松島飛行場に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分 （次に示す区域略） 二（略） 三（略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十四年八月防衛施設庁告示第十五号） 新旧対照表 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち横田防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に入間飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考 1 （略） 2 横田防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面中黄線で囲む区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされている区域のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条の算定方法により算定した値が九十以上の区域である。	第一種区域 次に示す区域のうち横田防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に入間飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考 1 （略） 2 横田防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面中黄線で囲む区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされている区域のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条の算定方法により算定した値が九十以上の区域である。

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ (略) ロ 次に示す区域のうち横田防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に横田飛行場に係る第一種区域として示す部分 (次に示す区域略) 二 第二種区域 次に示す区域のうち横田防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に横田飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） (次に示す区域略) 備考 (略)	一 第一種区域 イ (略) ロ 次に示す区域のうち横田防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に横田飛行場に係る第一種区域として示す部分 (次に示す区域略) 二 第二種区域 次に示す区域のうち横田防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に横田飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） (次に示す区域略) 備考 (略)

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十五年九月防衛施設庁告示第十号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち横田防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に入間飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち横田防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に入間飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十五年九月防衛施設庁告示第十四号） 新旧対照表 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち横田防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に横田飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち横田防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に横田飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十八年十二月防衛施設庁告示第三十三号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち横田防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に入間飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち横田防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に入間飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 次に示す区域のうち横田防衛事務所^{（略）}に備え置いて縦覧に供する図面に横田飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第一種区域の指定を解除する区域 イ （略） ロ 次に示す区域のうち横田防衛事務所^{（略）}に備え置いて縦覧に供する図面に横田飛行場に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分 （次に示す区域略） 三 （略） 備考 （略）	一 第一種区域 次に示す区域のうち横田防衛施設事務所^{（略）}に備え置いて縦覧に供する図面に横田飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第一種区域の指定を解除する区域 イ （略） ロ 次に示す区域のうち横田防衛施設事務所^{（略）}に備え置いて縦覧に供する図面に横田飛行場に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分 （次に示す区域略） 三 （略） 備考 （略）

改正案	現行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち浜松防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に浜松飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 二 第二種区域 次を示す区域のうち浜松防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に浜松飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次を示す区域略） 三 第三種区域 次を示す区域のうち浜松防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に浜松飛行場に係る第三種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち浜松防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に浜松飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 二 第二種区域 次を示す区域のうち浜松防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に浜松飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次を示す区域略） 三 第三種区域 次を示す区域のうち浜松防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に浜松飛行場に係る第三種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十六年七月防衛施設庁告示第十号） 新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち浜松防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に浜松飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち浜松防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に浜松飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十六年十月防衛施設庁告示第二十三号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち浜松防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に静浜飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち浜松防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に静浜飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和六十年三月防衛施設庁告示第二号）新旧対照表
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち浜松防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に静浜飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち浜松防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に静浜飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考 1（略） 2 座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面中黄線で囲む区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされている区域のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条の算定方法により算定した値が九十以上の区域である。	第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考 1（略） 2 座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面中黄線で囲む区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされている区域のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）第一条の算定方法により算定した値が九十以上の区域である。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域及び第二種区域を指定した件（昭和五十六年十月防衛施設庁告示第十九号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ （略） ロ 次に示す区域のうち座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。）（次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ （略） ロ 次に示す区域のうち座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。）（次に示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき対地射爆撃場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件（昭和五十四年九月防衛施設庁告示第二十号）新旧対照表
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第二種区域として示す部分 （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第二種区域として示す部分 （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十五年十二月防衛施設庁告示第二十三号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に八戸飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に八戸飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十六年十月防衛施設庁告示第二十五号） 新旧対照表 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十八年三月防衛施設庁告示第二号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に八戸飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に八戸飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定する件（昭和五十八年九月防衛施設庁告示第十九号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき対地射爆撃場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十八年九月防衛施設庁告示第二十号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき対地射爆撃場に係る第一種区域等を指定した件（平成元年三月防衛施設庁告示第六号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第二種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第二種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

三沢飛行場に係る第二種区域及び第三種区域を指定した件（平成七年十月防衛施設庁告示第九号）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第二種区域 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 二 第三種区域 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	一 第二種区域 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 二 第三種区域 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場等に係る第一種区域等を指定した件（平成十一年三月防衛施設庁告示第六号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち三沢防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち三沢防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に三沢対地射爆撃場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十五年九月防衛施設庁告示第十三号） 新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち高松防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に徳島飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち高松防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に徳島飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十七年三月防衛施設庁告示第三号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち高松防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に徳島飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち高松防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に徳島飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十六年七月防衛施設庁告示第十一号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち美保防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に美保飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち美保防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に美保飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十八年三月防衛施設庁告示第五号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち美保防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に美保飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち美保防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に美保飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち美保防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に美保飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち美保防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に美保飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十六年十月防衛施設庁告示第十八号） 新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち千葉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に下総飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち千葉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に下総飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和六十一年二月防衛施設庁告示第二号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち千葉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に下総飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち千葉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に下総飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち千葉防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に木更津飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち千葉防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に木更津飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件（昭和五十六年十月防衛施設庁告示第二十一号）新旧対照表
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ (略) ロ 次に示す区域のうち千歳防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に千歳飛行場に係る第一種区域として示す部分 (次に示す区域略) 二 第二種区域 イ (略) ロ 次に示す区域のうち千歳防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に千歳飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） (次に示す区域略) 三 第三種区域 次に示す区域のうち千歳防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に千歳飛行場に係る第三種区域として示す部分 (次に示す区域略) 備考 (略)	一 第一種区域 イ (略) ロ 次に示す区域のうち千歳防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に千歳飛行場に係る第一種区域として示す部分 (次に示す区域略) 二 第二種区域 イ (略) ロ 次に示す区域のうち千歳防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に千歳飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） (次に示す区域略) 三 第三種区域 次に示す区域のうち千歳防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に千歳飛行場に係る第三種区域として示す部分 (次に示す区域略) 備考 (略)

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十七年三月防衛施設庁告示第四号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち千歳防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に千歳飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち千歳防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に千歳飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件（昭和五十六年十月防衛施設庁告示第二十二号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち水戸防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に百里飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次を示す区域略） 二 第二種区域 次を示す区域のうち水戸防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に百里飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次を示す区域略） 三 第三種区域 次を示す区域のうち水戸防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に百里飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次を示す区域略） 備考（略）	一 第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち水戸防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に百里飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次を示す区域略） 二 第二種区域 次を示す区域のうち水戸防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に百里飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次を示す区域略） 三 第三種区域 次を示す区域のうち水戸防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に百里飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十八年十二月防衛施設庁告示第三十二号） 新旧対照表 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち水戸防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に百里飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち水戸防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に百里飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき百里飛行場に係る第一種区域を指定した件（平成元年六月防衛施設庁告示第八号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち水戸防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に百里飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち水戸防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に百里飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（平成九年六月防衛施設庁告示第八号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち水戸防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に霞ヶ浦飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち水戸防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に霞ヶ浦飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十八年三月防衛施設庁告示第八号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち沖縄防衛局及び金武防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に嘉手納飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち那覇防衛施設局及び那覇防衛施設局金武出張所に備え置いて縦覧に供する図面に嘉手納飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十八年十二月防衛施設庁告示第三十一号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち岩国防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小月飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち山口防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に小月飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十八年十二月防衛施設庁告示第三十四号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち岩国防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に防府飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち山口防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に防府飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和五十九年三月防衛施設庁告示第四号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち横田防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に横田飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち入間川防衛施設事務所、横田防衛施設事務所及び立川防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に横田飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件（昭和五十九年五月防衛施設庁告示第九号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ (略) ロ 次に示す区域のうち横田防衛事務所、南関東防衛局及び座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分 (次に示す区域略) 二 第二種区域 次に示す区域のうち横田防衛事務所、南関東防衛局及び座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） (次に示す区域略) 三 第三種区域 次に示す区域のうち横田防衛事務所、南関東防衛局及び座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第三種区域として示す部分 (次に示す区域略) 備考 (略)	一 第一種区域 イ (略) ロ 次に示す区域のうち立川防衛施設事務所、横浜防衛施設局及び座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分 (次に示す区域略) 二 第二種区域 次に示す区域のうち立川防衛施設事務所、横浜防衛施設局及び座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） (次に示す区域略) 三 第三種区域 次に示す区域のうち立川防衛施設事務所、横浜防衛施設局及び座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第三種区域として示す部分 (次に示す区域略) 備考 (略)

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和六十一年九月防衛施設庁告示第九号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち南関東防衛局及び座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち横浜防衛施設局及び座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（昭和六十三年十月防衛施設庁告示第十四号） 新旧対照表 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち九州防衛局に備え置いて縦覧に供する図面に目達原飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち福岡防衛施設局に備え置いて縦覧に供する図面に目達原飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち九州防衛局に備え置いて縦覧に供する図面に目達原飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち福岡防衛施設局に備え置いて縦覧に供する図面に目達原飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき飛行場に係る第一種区域を指定した件（平成九年六月防衛施設庁告示第九号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち前橋防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に宇都宮飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）	第一種区域 イ（略） ロ 次を示す区域のうち前橋防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に宇都宮飛行場に係る第一種区域として示す部分（次を示す区域略） 備考（略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき相馬原飛行場に係る第一種区域を指定した件（平成十五年六月防衛施設庁告示第四号）新旧対照表（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一種区域 次に示す区域のうち前橋防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に相馬原飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）	第一種区域 次に示す区域のうち前橋防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に相馬原飛行場に係る第一種区域として示す部分（次に示す区域略） 備考（略）

改 正 案	現 行
一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち横田防衛事務所、南関東防衛局及び座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち南関東防衛局及び座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 四 第一種区域の指定を解除する区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち南関東防衛局及び座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分	一 第一種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち横田防衛施設事務所、横浜防衛施設局及び座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分 （次に示す区域略） 二 第二種区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち横浜防衛施設局及び座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域として示す部分（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を除く。） （次に示す区域略） 三 第三種区域 次に示す区域のうち座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第三種区域として示す部分 （次に示す区域略） 四 第一種区域の指定を解除する区域 イ（略） ロ 次に示す区域のうち横浜防衛施設局及び座間防衛施設事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分

（次に示す区域略） 五 第二種区域の指定を解除する区域 次に示す区域のうち座間防衛事務所 に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域の指定を解除する区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）	（次に示す区域略） 五 第二種区域の指定を解除する区域 次に示す区域のうち座間防衛施設事務所 に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域の指定を解除する区域として示す部分 （次に示す区域略） 備考（略）
---	---